

## ～税務のチェックポイント Q&A11～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 土地の現物出資と外形標準課税における資本金等の額

##### 《内容》

土地（鑑定士評価2億円）を現物出資として、法人を新規設立する予定です。設立登記を担当する司法書士から、この現物出資により設立する会社の資本金を1千万円とすることが可能という説明を受けました。

この場合の税務上の処理はどうなりますか。また、法人事業税の外形標準課税における資本金等の額との関係についても教えてください。

### 『答』

設立時における法人税法上の資本金等の額は、会社登記に当たって定めた「資本金の額」及び「資本金等の額（現物出資を受けた土地の時価から資本金の額を控除した金額）」から成ることとなります。

また、法人事業税の外形標準課税における資本割の課税標準となる資本金等の額は、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額とされています。

### （解説）

- 1 法人税法は、法人が株主から出資を受けた金額を資本金等の額と定義しています（法法26）。

現物出資があった場合には、株主から金銭以外の資産（土地）の給付を受けて（現物出資を受けて）株式を発行することとなりますが、その場合に増加する資本金等の額は、法人税法施行令第8条第1項第1号により現物出資を受けた土地の時価となります。

したがって、ご質問の場合、現物出資における土地の時価が2億円であり、会社登記に当たって定めた資本金を1千万円としたときの法人の税務上の仕訳は、

土地 2億円／ 資本金 1,000万円

資本金等の額 1億9千万円

となります。

なお、会計上は、現物出資に関する資本金及び資本準備金は、現物出資の目的物の実際の価格（時価）以下で決定された金額であると考えられますので、ご質問の場合、「土地1,000万円／資本金1,000万円」が是認されると思われませんが、法人税法上ではこれが認められず、時価での受け入れが強制されますので、上記のような申告調整が必要となります。

2 地方税における法人住民税均等割の税率適用基準とされる「資本金等の額」は、法人税法2条16号の規定による資本金等の額をいうこととされています（地方税法23④四の五、292④四の五）。

したがって、ご質問のケースにおいては、上記1のとおり、法人税法上の資本金等の額は2億円（＝資本金1,000万円＋資本金等の額1億9,000万円）になりますので、法人住民税の均等割の判定の基準となる「資本金等の額」は、2億円ということになります。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。